

株券上場審査基準

(目 的)

第1条 本所に上場される株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の上場審査については、この基準によるものとする。

- 2 この基準の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定する取締役会の決議においては、自主規制委員会の同意を得るものとする。

(上場審査)

第2条 株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の上場審査は、新規上場申請者並びに新規上場申請者及びその資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ（以下「新規上場申請者の企業グループ」という。）に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の継続性及び収益性

継続的に事業を営み、かつ、経営成績の見通しが良好なものであること。

(2) 企業経営の健全性

事業を公正かつ忠実に遂行していること。

(3) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。

(4) 企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

2 前項の規定は、第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の上場審査については、適用しない。

第3条 削除

(上場審査基準)

第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象とし、外国株預託証券等の場合には、第2号から第5号まで、第8号及び第9号から第13号まで、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

次のaからcまでに適合すること。

a 上場の時までに、浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者、上場株式数の10%以上の株式（優先出資を含む。以下同じ。）を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）及び役員以外の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。以下同じ。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が2,000単位以上（1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいい、優先出資証券にあっては1口をいう。以下同じ。）になる見込みのあ

ること。

- b 上場の時までに，浮動株式数が上場株式数の25%以上となる見込みのあること。
- c 上場の時までに，株主数（1単位の株式数以上の株式を所有する者（優先出資者を含む。以下同じ。）の数をいう。以下同じ。）が300人以上となる見込みのあること。

(2) 浮動株時価総額

上場日における浮動株時価総額が5億円以上となる見込みのあること。

(3) 上場時価総額

上場日における上場時価総額が10億円以上となる見込みのあること。

(4) 事業継続年数

上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3か年以前から取締役会（新規上場申請者が外国会社である場合は，これに相当する機関）を設置して継続的に事業活動をしていること。

(5) 純資産の額

上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が3億円以上であること。

(6) 利益の額

最近1年間の利益の額が，1億円以上であること。

(7) 時価総額

上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。

ただし，最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

- a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記

載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書，発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類，有価証券報告書及びその添付書類，半期報告書，四半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。

- b 最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において，公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし，本所が適當と認める場合は，この限りでない。
- c 最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近 1 年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において，公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」（特定事業会社にあっては，「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。）が記載されていること。ただし，本所が適當と認める場合は，この限りでない。
- d 上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては，次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。
 - (a) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において，「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。
 - (b) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において，「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(8)の2 上場会社監査事務所による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

(9) 株式事務代行機関の設置

株式事務（優先出資に係る事務を含む。以下同じ。）を本所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、本所の承認する株式事務代行機関については、この限りでない。

(10) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であって、単元株式数が1,000株である場合を除く。）。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(11) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつその内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(12) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

(13) 預託契約等

外国株預託証券等にあっては、上場申請に係る外国株預託証券等に関する預託契約等その他の契約が締結されるものであること。

- 2 新規上場申請者が外国会社であって、アジア太平洋地域の経済発展に寄与している場合には、第1項第2号から第4号まで及び第8号に適合し、かつ、同項第7号又は次の第4号に適合するほか、次の各号（第4号を除く。）に適合するものを対象とするものとする。

(1) 浮動株式数

上場の時までに、浮動株式数が、次の銘柄の区分に従い、当該区分に定める株式数以上になる見込みのあること。

- a 売買単位を1,000株とする銘柄（以下「1,000株単位銘柄」という。）については、1,000万株
- b 売買単位を500株とする銘柄（以下「500株単位銘柄」という。）については、500万株
- c 売買単位を100株とする銘柄（以下「100株単位銘柄」という。）については、100万株
- d 売買単位を50株とする銘柄（以下「50株単位銘柄」という。）については、50万株
- e 売買単位を10株とする銘柄（以下「10株単位銘柄」という。）については、10万株
- f 売買単位を1株とする銘柄（以下「1株単位銘柄」という。）については、1万株

(2) 株主数

株主数が、上場の時までに、次のa又はbに掲げる場合の区分に従い、当該区分に定める人数以上になる見込みのあること。

- a 上場申請に係る株券の外国の金融商品取引所等における流通の状況が円滑であると認められる場合又は円滑であることが見込まれる場合は、600人
- b 上場申請に係る株券が、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、本所のみに上場申請が行われるとき又は外国の金融商品取引所等における上場申請に係る株券の流通の状況が円滑であると認められない場合若しくは円滑であることが見込まれない場合は、1,200人

(3) 純資産の額

上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が10億円以上であること。

(4) 利益の額

最近1年間における利益の額が2億円以上であって、かつ、最近2年間における年平均利益の額が2億円以上であること。

(5) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。）若しくは受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株信託受益証券及び外国ETF信託受益証券（ETFに関する有価証券上場規程の特例第1条の2第4号に規定する外国ETF信託受益証券をいう。）の保管及び振替決済に関する業務をいう。）における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのこと。

(6) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのこと。ただし、

株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって，かつ，その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは，この限りでない。

3 次の各号に掲げる場合において，当該各号に定める会社が発行者である株券，優先出資証券及び外国株預託証券等の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは，本所が適当と認める場合に限る。）は，前2項の規定に基づく上場審査については，原則として，第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし，当該各号に定める会社が発行者である株券，優先出資証券及び外国株預託証券等が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同項第19号に該当しないこととなる見込みがあり，かつ，当該会社が発行する株券（外国株券を除く。）又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券，上場優先出資証券又は上場外国株預託証券等が，その上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券，優先資証券又は外国株預託証券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が，その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって，当該合併に係る存続

会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき。

当該合併に係る存続会社

- (3) 上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券、優先出資証券又は外国株預託証券等を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。）

- (4) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が、その上場会社の外国持株会社（株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする外国会社をいう。以下同じ。）への組織変更により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき。

当該外国持株会社

- (5) 上場会社が、人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとすることにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合に限る。）

当該他の会社（当該会社が発行者である株券、優先出資証券又は外国株預託証券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（上場市場の変更審査）

第5条 第2条第1項並びに第4条第1項（第9号から第12号までを除く。）及び第2項（第5号及び第6号を除く。）の規定は、JASDAQからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これら規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場時」とあるのは「上場市場の変更時」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」とそれぞれ読み替えるものとする。

付 則（抄）

この基準は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（抄）

この基準は、昭和50年9月30日から施行する。

付 則（抄）

この基準は、昭和51年6月1日から施行する。

付 則（抄）

この基準は、昭和52年3月31日から施行する。

付 則

この基準は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和52年9月30日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、昭和57年10月1日から施行する。ただし、第4条第1項第9号の規定は、同年12月1日から施行する。

2 削 除

付 則

この基準は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和62年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和62年9月25日から施行する。

付 則

この基準は、平成2年6月26日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成3年3月1日から施行し、同年4月1日以後開始する事業年度を上場申請日の直前事業年度とする新規上場申請者から適用する。

2 平成3年4月1日前に開始する事業年度を上場申請日の直前事業年度とする新規上場申請者については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成3年6月14日から施行する。

付 則

この基準は、平成4年1月28日から施行する。

付 則

この基準は、平成4年2月1日から施行し、平成3年10月1日以後最初に終了する事業年度が上場申請日の直前事業年度となる新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成5年8月10日から施行する。

付 則

この基準は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成8年1月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。
- 2 改正後の有価証券上場規程付則第4項の適用を受けた場合には、第4条第1項第6号中「最近2年間」とあるのは「最近1年間」と読み替える。

付 則

この基準は、平成8年4月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成8年10月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成10年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成11年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。

- 2 改正後の第4条第1項第6号の規定は、平成11年4月1日以降に開始する事業年度を上場申請の直前事業年度とする新規上場申請者の審査から適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成11年8月1日から施行する。

- 2 改正後の第4条第1項第8号の規定は、平成11年4月1日以後に開

始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成12年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について適用し，平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては，なお従前の例による。ただし，平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について，新規上場申請者の有価証券届出書，有価証券報告書若しくは半期報告書又は「上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」若しくは「上場申請のための半期報告書」に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等が，財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第21号）による改正後の財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）若しくは連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第22号）による改正後の連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）により作成されている場合又は中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第23号）による改正後の中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）若しくは中間連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）により作成されている場合は，当該財務諸表等又は中間財務諸表等から適用する。

付 則

この基準は，平成11年9月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成11年11月10日から施行する。

付 則

この基準は、平成12年3月15日から施行し、同日以後に第4条第3項の規定により上場を申請する株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年4月2日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成13年10月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。ただし、この基準施行の際、現に予備申請を行っている場合であって、「公募又は売出予定書」に準じて作成した書類を提出しているときは、なお従前の例によることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条第1項第2号の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、適用しない。

付 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年1月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。なお、この改正規定は、施行期日を同じくする「新市場部銘柄の承継に関する有価証券上場規程並びにニッポン・ニュー・マーケット 「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の特例の制定等」の施行に次いで改正するものとする。
- 2 平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この基準は平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する外国株券に関するこの基準の適用については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成18年10月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この基準は，平成19年10月29日から施行する。

付 則

この基準は，平成19年12月1日から施行する。

付 則

1 この基準は，平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条第8号a及びcの規定は，この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し，施行日より前に開始する事業年度に係るものについては，なお従前の例による。

3 改正後の第4条第8号dの規定は，施行日以後に開始する事業年度から適用する。

4 改正後の第4条第9号の2の規定は，施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この基準は，平成21年1月5日から施行する。

付 則

1 この基準は，平成21年12月30日から施行する。

2 改正後の第4条第1項第11号及び同条第2項第6号の規定は，この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この基準は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

1 この基準は，平成23年3月31日から施行する。

2 改正後の第4条第8号の2の規定は，この改正規定施行の日(以下

「施行日」という。)以後に新規上場申請を行う者から適用する。ただし、施行日以前から法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けている新規上場申請者が、次の各号に掲げる財務諸表等について当該監査、中間監査又は四半期レビューを受けている場合にはこの限りでない。

- (1) 施行日以前又は施行日から2年以内に開始した事業年度及び連結会計年度の財務諸表等
- (2) 施行日以前又は施行日から2年以内に開始した中間会計期間及び中間連結会計期間の中間財務諸表等
- (3) 施行日以前又は施行日から2年以内に開始した事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等

付 則

この基準は、平成23年10月7日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項10号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(注) 改正前の第4条第1項10号の規定は、次のとおり。

(10) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

付 則

この基準は、平成24年5月28日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。